

2023 年度理学研究科大学院入試（春季）におけるコロナ感染症対策について

◇ 試験前日まで

・医療機関での受診

発熱咳等の症状がある受験者はあらかじめ医療機関で受診してください。

・「新しい生活様式」等の実践

「三つの密」の回避等の感染防止対策を行い、体調管理に努めてください。

・受験の取り止め

新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師が「治癒した」と診断していない方や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた方は受験できません。

◇ 試験当日

・試験当日の体調

試験当日の検温で、37.5 度以上の熱がある場合は受験を取りやめてください。

・マスク等の着用

症状の有無にかかわらず、必ずマスクを持参し、試験会場（口頭試問場および控室を含む）では昼食時以外は常に着用をお願いします。

ただし、試験中に行う本人確認（写真照合）の際には、一時的にマスクを外すよう試験監督者より指示することがあります。

フェイスシールドは透明のもののみ着用を認めます。フェイスシールド着用時も、必ずマスクを着用してください。フェイスシールドの配付はしませんので、着用する場合は必ず持参してください。

（「特別措置について」は 2 P に記載）

特別措置について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等の理由（下記1）～3）参照）により、入試を欠席せざるを得なかった出願者については、指定する期間に手続を行うことで、前期課程、後期課程両課程の出願者とも、以下に記す特別措置①を受けることができます。また、後期課程の出願者については、同様の理由で入試を欠席せざるを得なかった場合、指定する期間までに手続を行うことで、入試当日の口頭試問をオンラインに切り替える特別措置②を受けることもできます。

◇特別措置①：入試を欠席せざるを得なかった場合、試験日の選考料の返還を行います。

特別措置②：入試を欠席せざるを得なかった場合、入試当日の口頭試問をオンラインで実施します。

※前期課程出願者は特別措置①のみ。後期課程出願者は特別措置①か②を選択できる。

◇特別措置①、②の対象者

- 1) 出願者本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した事実を証明する書類を提出することができる者。
- 2) 出願者本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認められた者、あるいはその事実を本人からの申告に基づき研究科が認めた者。
- 3) 当日、検温時に 37.5 度以上の熱がある者（37.5 度以上の熱があると分かった場合、入構不可となりますので、特別措置をご検討ください。）ただし、この場合の特別措置①の申請には、医療機関での受診が証明できるもの（診断書等）の提出が必要となります。

※後期課程の出願者で、3)の理由で特別措置②を申請する場合は、書類（診断書等）の提出は必要ありません。

◇「特別措置」申請書類

- 1) を証明する書類：医療機関等で発行される診断書
- 2) を証明する書類：以下3点の内容を自署した書面
 - ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
 - ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
 - ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- 3) を証明する書類：志願者本人が試験日当日に 37.5 度以上の発熱症状があったことを証明する医療機関発行の診断書

証明書に記載の内容について、大学から医療機関等に確認する場合があります。

申請時に入力した情報や書類に偽造・虚偽の記載等があった場合は不正行為とみなし、特別措置の対象外となります。

◇「特別措置」申請方法および申請期間

特別措置①

2023年2月21日～24日の間に学部事務3課（rigakubu@rikkyo.ac.jp）へお問い合わせください。

特別措置②

試験当日、2023年2月21日（火）9時30分までに学部事務3課（rigakubu@rikkyo.ac.jp）へお問い合わせください。

特別措置②を申請される方で、対象者1）2）の方は、証明書類等を2月27日（月）までにご提出頂く必要があります。対象者3）の方は、書類（診断書等）の提出は必要ありません。